

新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぎましょう!

令和8年度(2026年度)熊本市新型コロナウイルス感染症予防接種助成について

☆実施期間: 令和8年(2026年)10月1日～令和9年(2027年)3月31日

実施期間は医療機関により異なることがあります。詳しくは医療機関へお尋ねください。

助成対象者

- ①接種日現在で **65歳以上** の方
- ②接種日現在で60～65歳未満の方であって、心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方(身体障害者手帳1級相当)
- ③接種日現在で20歳以上65歳未満の方であって、生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付受給中の方



助成回数 **1回**

接種場所 熊本市の委託医療機関
(右のポスターを掲示しています)

自己負担額 **11,560円** (医療機関窓口でお支払いください)

☆自己負担免除対象者(①～③の対象者のうち、市民税非課税世帯の方、生活保護世帯、中国残留邦人等支援給付受給中の方)は、所定の書類を医療機関に提示すれば、無料となります。接種後の払い戻しはできませんので、**接種前に必要書類の確認**をお願いいたします。

当日必要なもの

- ・マイナ保険証又は資格確認書
- ・②の方は身体障害者手帳又は医師の診断書
- ・自己負担免除対象者は、非課税世帯であることが確認できる書類(自己負担免除対象者用予診票 又は 令和8年度(2026年度)介護保険料決定通知書等(所得段階が1～3段階であることがわかるもの))、生活保護適用証明書、中国残留邦人等に対する支援給付受給者本人確認証等

※令和8年度(2026年度)介護保険料決定通知等(所得段階が1～3段階であることが分かるもの)が必要です。お持ちでない場合は、感染症予防課で**自己負担免除対象者用予診票**を発行します。(事前申請)

(注意) 令和7年度税制改正の影響により令和8年度の世帯の市民税が非課税の場合でも、介護保険法施行令の一部改正により、介護保険料の所得段階判定上は課税世帯(4段階以上)とみなされる場合があります。その場合は、感染症予防課が発行する自己負担免除対象者用予診票が必要です。

※ 自己負担免除対象者用予診票は、感染症予防課(中央区大江5丁目1-1 TEL 096-364-3189)へ事前申請が必要です。

助成対象者

- ・65歳以上の方
- ・60～65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する方(身体障害者手帳1級相当)
- ・生活保護世帯又は中国残留邦人等支援給付受給者(20歳以上)

※市民税課税世帯の方は、自己負担額11,560円が必要です。
※市民税課税世帯の方や生活保護世帯の方は、免除対象者であることを証明する書類を提示した場合、自己負担額が免除されます
詳しくは当院窓口か熊本市保健所感染症予防課まで

新型コロナウイルス感染症
予防接種

当院で実施しています

助成実施期間 令和8年(2026年)10月1日から令和9年(2027年)3月31日
熊本市